

公益財団法人 藤沢市みらい創造財団 管理施設

青少年事業

- 藤沢青少年会館
- 辻堂青少年会館
- 少年の森
- SL 広場
- 児童クラブ(56 施設)
- 児童館(5 施設)
- 地域子どもの家(17 施設)



施設数は 2020 年 4 月 1 日現在

スポーツ事業

- 秩父宮記念体育館
- 秋葉台運動施設
- 鵜沼運動施設
- 石名坂温水プール
- ビーチレクリエーションゾーン(鵜沼海岸)
- スポーツ広場等



詳細については、「[藤沢市みらい創造財団ホームページ](https://f-mirai.jp)」をご覧ください。

2020 年度発行版



公益財団法人

藤沢市みらい創造財団

～笑顔あふれるみらいを応援します～

賛助会員のご案内



財団マスコットキャラクター みらぞう

公益財団法人 藤沢市みらい創造財団 事務局総務課
〒251-0054 藤沢市朝日町 10 番地の 8
TEL 0466-21-7861 FAX 0466-28-9567
URL <https://f-mirai.jp>

賛助会員制度とは・・・

公益財団法人藤沢市みらい創造財団は、青少年健全育成をはじめ、市民スポーツ・レクリエーション活動の普及振興、地域文化の発展を図ることを目的として設立されました。

この趣旨にご賛同いただける方に「賛助会員」としてご協力をいただいております。ご支援いただいた賛助金は明日を担う青少年の育成やスポーツ、文化活動の振興、市民のみなさまを対象とした事業等に活用させていただいております。

◆主な事業

〈青少年事業〉

青少年の体験活動推進等

- 海とあそぼう
- ふじさわ文化体験事業
- 自然体験活動事業 他



ふじさわ文化体験事業



海とあそぼう



自然体験事業

〈スポーツ事業〉

市民スポーツ・レクリエーション活動の普及



みらい子どもフェスタ

- みらい子どもフェスタ
- 成人・子ども対象のスポーツ教室等
- ふれあいスポーツ交流会 他

〈芸術文化事業〉

芸術文化活動の普及、振興

- 藤沢市民オペラ
- 音楽、演劇公演
- 市民文化事業 他

2016 G.ロッシーニ
「セミラミテ」より



2017 藤沢市民オペラ
G.フッチーニ「トスカ」より



会費(年会費)

- ◎ 個人会員 2口以上(1口 1,000円)
- ◎ 団体会員 1口以上(1口 5,000円)
- ◎ 法人会員 1口以上(1口 50,000円)

会員期間

- ◎ 2020年4月1日～2021年3月31日

会員特典

- ◎ ご加入いただいたみなさまに、財団季刊誌の提供
- ◎ 個人会員様には、サービスチケット(スポーツ施設無料利用券、芸術文化主催事業割引券)の提供
- ◎ 団体会員様には、藤沢市少年の森宿泊研修施設の優先予約と利用料割引

お申込み手続きについて

賛助会員加入申込書のご記入、賛助会費の納入をお願いいたします。

*申込書は下記施設に設置のほか財団ホームページからダウンロードできます。

◎ 申込手続き、現金での会費納入は下記施設にて

- | | | |
|--|--|---|
| ◇藤沢青少年会館 Tel: 0466-25-5215 Fax: 0466-28-9567 | ◇辻堂青少年会館 Tel: 0466-36-3002 Fax: 0466-36-3988 | ◇少年の森 Tel: 0466-48-7234 Fax: 0466-48-7249 |
|--|--|---|

- | | | |
|---|--|---|
| ◇秩父宮記念体育館 Tel: 0466-22-5633 Fax: 0466-28-5749 | ◇鵜沼運動施設(八部公園プール) Tel: 0466-36-1607 Fax: 0466-36-1754 | ◇石名坂温水プール Tel: 0466-82-5131 Fax: 0466-82-5132 |
|---|--|---|

- | | |
|---|--|
| ◇秋葉台運動施設 (秋葉台文化体育館・秋葉台公園プール) Tel: 0466-88-1111 Fax: 0466-88-8687 | ◇藤沢市民会館 (会館棟1階 芸術文化事業課) Tel: 0466-28-1135 Fax: 0466-25-1525 |
|---|--|

◎ お振込の場合

ゆうちょ銀行の窓口またはATMからお振込みができます。

上記施設に設置の当財団専用「払込取扱票」(手数料無料)をご利用ください。

※お手数でも加入申込書をご記入の上、FAX等でお送りいただけますようお願いいたします。

当財団は公益財団法人であるため、納入いただいた賛助会費につきましては、税制上の優遇措置(寄附金控除)により税額の還付が受けられる場合があります。

寄附金控除につきましては、「国税庁ホームページ」でご確認ください。

～みなさまのご協力をお待ちしております～